

## 平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会 議事録

■日時 平成30年7月31日（火）午前10時01分～午前11時43分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

### ■出席委員

柳会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池邊委員、池本委員、奥委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、谷川委員、寺島委員、西川委員、義江委員

### ■議事内容

#### 1 答申

「(仮称)赤坂二丁目プロジェクト」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、日影、風環境及び景観に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

#### 2 諮問

「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託

#### 3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

## 受 理 報 告

| 区 分               | 対 象 事 業 名 称                      | 受 理 年 月 日        |
|-------------------|----------------------------------|------------------|
| 1 環 境 影 響 評 価 書 案 | ・江戸川清掃工場建替事業                     | 平成 30 年 6 月 28 日 |
| 2 環 境 影 響 評 価 書   | ・(仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画             | 平成 30 年 7 月 13 日 |
| 3 事 後 調 査 報 告 書   | ・西品川一丁目地区再開発計画(工事の施行中その2)        | 平成 30 年 6 月 29 日 |
|                   | ・町田市資源循環型施設整備事業(工事の施行中その1)       | 平成 30 年 7 月 20 日 |
|                   | ・わらべや日洋株式会社(仮称) 新村山工場(工事の施行中その2) | 平成 30 年 7 月 20 日 |
| 4 変 更 届           | ・一般国道 16 号横浜町田立体建設事業             | 平成 30 年 7 月 12 日 |
|                   | ・(仮称) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業        | 平成 30 年 7 月 23 日 |
|                   | ・大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業          | 平成 30 年 7 月 19 日 |

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会  
速 記 録

平成30年7月31日(火)

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前 10 時 01 分開会)

○真田アセスメント担当課長 それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中御出席、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員 21 名のうち 14 名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

それでは、平成 30 年度第 4 回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○柳審議会会長 はい、分かりました。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から、傍聴人の数を 30 名程度とします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望の案件が終了次第、退室されて結構です。

ただいまから、平成 30 年度東京都環境影響評価審議会第 4 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、諮問 1 件及び受理報告を受けることといたします。

それでは、「(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議いたしましたので、その結果について町田第一部会長から報告を受けることといたします。

よろしくをお願いいたします。

○町田第一部会長 はい、承知しました。

それでは、資料 1 をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読をしてください。

○森本アセスメント担当課長 はい、分かりました。

本日の資料、1 ページをお願いいたします。

資料 1、答申の案文でございます。朗読をさせていただきます。

平成 30 年 7 月 31 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は、2 ページでございますとおりです。読み上げさせていただきます。

「(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト」に係る環境影響評価書案について

#### 第 1 審議経過

本審議会では、平成 30 年 2 月 23 日に「(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、4 ページのとおりでございます。

都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催はされませんでした。

本日の資料、2 ページへお戻りください。

#### 第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

##### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底すること。

##### 【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について、評価の指標を下回るとしているが、主な走行経路となる区道は、道路幅が狭く、沿道には住宅が存在することから、環境保全のための措置を徹底すること。

3 ページをお願いいたします。

**【日影、風環境、景観共通】**

日影、風環境及び景観の予測・評価において、現況に含まれている赤坂ツインタワー地上部は、既に解体されていることから、解体後の状況を現況とし、予測・評価を見直すとともに、環境保全のための措置を検討すること。

以上でございます。

○町田第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告をいたします。

本評価書案は、平成 30 年 2 月 23 日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における 2 回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民からの意見書の提出はございませんでしたが、関係区長である港区長及び千代田区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの意見書の提出がございませんでしたので開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書を作成するに当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、港区赤坂二丁目に位置する約 1.6ha の事業区域において、事務所、ホテル、共同住宅等の機能を有する複合施設を建設するものであり、対象事業の種類は、高層建築物の新築でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、大気汚染の意見ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底することを求めるものでございます。

次に、騒音・振動の意見ですが、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について、

主な走行経路となる区道は、道路幅が狭く、沿道には住宅が存在することから、環境保全のための措置を徹底することを求めるものでございます。

最後に、日影、風環境、景観共通の意見ですが、日影、風環境及び景観の予測・評価において、現況に含まれている赤坂ツインタワー地上部は、既に解体されていることから、予測・評価を見直すとともに、環境保全のための措置を検討することを求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御意見等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で答申書のかがみを配付してください。

(かがみ配付)

○柳審議会会長 答申書を読み上げてください。

○森本アセスメント担当課長 はい、承知いたしました。

それでは読み上げさせていただきます。

30 東環審第 18 号

平成 30 年 7 月 31 日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「(仮称) 赤坂二丁目プロジェクト」環境影響評価書案について (答申)

平成 30 年 2 月 23 日付 29 環総政第 801 号 (諮問第 481 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げさせていただきました案文と同じ内容でございます。

以上でございます。

○柳審議会会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、諮問に入ります。

諮問案件について、事務局から提案してください。

○真田アセスメント担当課長 それでは、お手元の資料 2 でございます。5 ページをお開きください。

諮問文でございます。朗読いたします。

30 環総政第 283 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成 30 年 7 月 31 日

東京都知事 小池 百合子

#### 記

諮問第 486 号 「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案  
でございます。

よろしく願いいたします。

○柳審議会会長 ただいまの「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案につきましては、第二部会に付託させていただきますので、第二部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 はい、承知いたしました。

それでは、お手元のページの評価書案の 1 ページ、こちらをお願いいたします。

事業者の名称は東京二十三区清掃一部事務組合、事業の名称は江戸川清掃工場建替事業、事業の種類は廃棄物処理施設の設置でございます。

表 3-1 対象事業内容の概略をご覧ください。

所在地は江戸川区江戸川二丁目 10 番地、敷地面積は約 28,000m<sup>2</sup>、工事着工年度は平成 32 年度（予定）、工場稼働年度は平成 39 年度（予定）でございます。処理能力は、可燃ごみが日量 600 t で、日量 300 t の炉を 2 基設置予定でございます。工場棟の構造は、鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造）で、高さが約 26m、煙突の構造は、外筒が鉄筋コンクリート造、内筒がステンレス製、高さが約 150m でございます。

15 ページをお願いいたします。事業の目的でございます。

東京二十三区清掃一部事務組合、この説明では清掃一組と述べさせていただきます。清掃一組では、一般廃棄物処理基本計画、平成27年2月に改定しておりますものですが、循環型ごみ処理システムの推進に向け、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するため計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めているとしてございます。

本事業は、この計画に基づきまして循環型ごみ処理システムの推進のために施設整備の一環として江戸川清掃工場を建て替えるものでございます。

16ページをお願いいたします。こちらは、対象事業の位置図でございます。

計画地は、江戸川区江戸川に位置してございまして、南側は新荒川葛西堤防線、東側は王子金町江戸川線、西側は環状7号線、北側に都営新宿線が通っております。

右の17ページ、こちらが航空写真でございます。

1枚おめくりいただきまして19ページをお願いいたします。

(1) 施設計画でございます。

既存及び建替後の施設概要は、表6.2-1及び表6.2-2に示すとおりでございます。

敷地地盤については全体をかさ上げし、洪水時の予測浸水水位を上回る地盤面を確保、工場反対側の建物・施設の出入りや道路とのすりつけを考慮して1.6mのかさ上げをすとしてございます。

また、既存の清掃工場は高さ28.0mでございまして、新たに建設する工場棟は高さ26.4mとし、敷地地盤をかさ上げしても周辺地盤からの高さは既存工場と同様としてございます。

建替後の煙突は、既存のものと同じ高さ約150mとし、ステンレス製の内筒2本を鉄筋コンクリート製の外筒1本の中に収めるものとしてございます。

建築面積につきましては、既存が約10,080m<sup>2</sup>、建替後が約13,400m<sup>2</sup>、内訳としましては、下の表6.2-2のとおりでございまして、工場棟が約9,500m<sup>2</sup>から約13,000m<sup>2</sup>へ3,500m<sup>2</sup>の増、附属施設が約580m<sup>2</sup>から約400m<sup>2</sup>へ180m<sup>2</sup>の減、差し引き3,320m<sup>2</sup>の増となるものでございます。

また、駐車場につきましては19台分を設け、台数の内訳はこちらに記載のとおりでございます。

21ページをお願いいたします。こちらのページ、それから次のページが、現在の工場、それと建替後の工場の施設部となっておりますが、建替後については、飛灰搬出設備棟が工場棟の中に入り、計量棟も小さくなってございます。

左の 20 ページをお願いいたします。

建替事業の工程でございますが、平成 32 年度から平成 39 年度にかけて解体・建設工事を行う予定となっております。

23 ページをお願いいたします。設備配置計画図でございます。上の図が工場の計画平面図、下の図が計画断面図でございます。

24 ページ、25 ページ、こちらが工場の計画立面図。

それから、26 ページをお願いいたします。こちらが完成予想図で、こちらについては北西側から見たものでございます。

右の 27 ページをお願いいたします。27 ページの表 6.2-4 (1) 設備概要をご覧ください。

既存と建替後を比べてみますと、規模はほぼ同じ状況でございます。

1 枚おめくりいただきまして 29 ページをお願いいたします。

清掃工場にごみを受け入れてからのフロー図でございます。30 ページに処理フローの模式図がございますので、こちらをご覧くださいいただければと存じます。

30 ページをお願いいたします。

こちらは、緑色の矢印がごみの流れになってございまして、プラットフォームからごみバンカのほうへ入れられまして、ごみクレーンですくい上げ、焼却炉のほうに運ぶ流れでございます。赤色の矢印がガスの流れ、水色が空気の流れでございまして、こちらが焼却炉の概要でございます。

31 ページ、こちらがプラント設備の概略でございます。

給じん設備でございます。

ごみを清掃工場に受け入れて一時貯留するための設備としまして、プラットフォーム、ごみバンカがございまして、焼却炉にごみを供給する設備として、ごみクレーンなどがございます。ごみバンカは、5 日以上のごみを貯留できる容積でございます。また、ごみバンカゲートやプラットフォームの出入り口扉、エアカーテンで臭気の流出を防止するというシステムでございます。

次に、焼却炉設備でございます。

こちらは、均質化したごみをストーカ、火格子上で、乾燥、燃焼、後燃焼を 24 時間連続して行う全連続焼却炉でございます。

次に、ボイラ・発電設備でございます。

ごみ焼却により発生する燃焼ガスの廃熱を蒸気として回収し、所定の温度まで冷却。回収

した蒸気は、蒸気タービン発電機により発電に用いるほか、場内の給湯等で利用するとともに、近隣の公共施設の熱源として使用する予定でございます。また、エコノマイザでは、ボイラに送る水の温度を上げるとともに、燃焼ガスの温度をさらに冷却する予定でございます。

1枚おめくりいただきまして32ページをお願いいたします。灰処理設備についてでございます。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰と飛灰に分けられます。飛灰処理汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場、新海面処分場、こちらに搬出して埋め立て処分を行います。主灰は、埋め立て処分又は民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る予定でございます。

右の33ページをお願いいたします。エネルギー計画でございます。

建替後の施設で使用するエネルギーとしましては、電力及び都市ガスを予定してございます。それぞれの使用量は約2,935万kwh/年、約8万m<sup>3</sup>/年の計画でございます。ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用して、発電や温水による場外江戸川区施設への熱供給を行う予定でございます。また、この施設は太陽光発電を行う計画でございまして、その計画地は8.0万kwh/年を予定してございます。

1枚おめくりいただきまして34ページをお願いいたします。緑化計画でございます。

建替後の施設では、既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地、こちらが一般の方にオープンされている公園的なもの、それと敷地境界部に植栽を配置する予定でございます。また、新たに屋上緑化及び壁面緑化を行いまして、可能な範囲で緑化に努める予定でございます。

また、計画地の緑化に当たっては、既存樹木を可能な限り利用するとともに、高木や中・低木等を適切に組み合わせた植栽を行い、緑豊かな緑地と江戸川の河川整備とが融合した景観を形成し、地域環境に溶け込んだ清掃工場として機能することを目指す予定でございます。

なお、江戸川区の条例に基づき、建設工事の着手に先立ち行う事業計画書等の届出においては、緑地の位置、緑化面積、樹木の種類及び高さ並びに本数などについて江戸川区と事前相談及び協議を行い、緑化が完了したときには、工事完了書等の提出により報告する予定でございます。

36ページをお願いいたします。(1) 工事工程の概要でございます。

表にございますとおり、準備工事を平成32年度に行いまして、平成32年度の途中から平成36年度にかけて解体工事・土工事を行います。平成36年度から躯体・プラント工事を行

いまして、最後、外構工事を平成 37 年度から平成 39 年度にかけて、また 38 年度から試運転を行う予定でございます。

59 ページをお願いいたします。環境影響評価の項目でございます。

選定した項目は大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染など、ご覧の 12 項目でございます。

61 ページをお願いいたします。選定した理由でございます。

大気汚染の工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とするとして選定してございます。

予測・評価小項目は、建設機械及び工事用車両の排出ガスを考慮して、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素としてございます。

工事の完了後ですが、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目として選定してございます。

続きまして、悪臭でございます。

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみバンカからの臭気の拡散による影響が考えられることから予測・評価項目として選定してございます。

続きまして、騒音・振動でございます。

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目として選定してございます。

なお、建設機械から発生する低周波音については、使用する建設機械が市街地の建設工事で一般的に使用されている低騒音型であり、通常問題になることはないと考えられることから予測・評価項目として選定はしてございません。

工事の完了後におきましては、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目としてございます。

なお、低周波音については、既存施設における低周波音では、卓越した周波数が認められない上、周辺へ影響を及ぼすとされる指標を下回っており、計画施設の主要な機器構成及び配置は既存施設と大差はないことから、施設の稼働に伴い発生する低周波音については、予測・評価項目としてございません。

土壌汚染についてでございます。

工事の施行中においては、掘削工事により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出されます。施設稼働中に可能な範囲で現況調査を行いまして、汚染は認められなかったが、調査できない範囲が存在することから、土壌の取り扱いに慎重を期すために予測・評価項目としてござ

います。

なお、下に記載がございますけども、敷地内南側地下 2.0m (A. P. +0.5m) 及び敷地内東側地下 1.5m (A. P. +1.0m) には、既存の江戸川清掃工場建設時に発生した汚染土壌が、厚さ 30cm の SMW 又は厚さ 1.5mm の防水シートを内張りした鋼矢板で遮水された槽内に封じ込められてございます。その封じ込め槽については現時点では改変する計画はなく、今後、本事業で封じ込め槽近辺の土地が改変の対象となった場合には関係法令に基づき適切に対策を講じるとともに、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせて、その内容を明らかにする。工事の施行中及び工事の完了後において有害物質などが流出するおそれはないことから、封じ込め槽を予測・評価の対象としてございません。

ほか地盤、水循環などの項目の選定理由につきましては、62 ページ～64 ページにわたって記載をさせていただいております。

65 ページでございます。水質汚濁、地形・地質など、項目選定しなかった理由につきましては、65 ページ～66 ページにあるとおりでございます。

概要の説明は以上でございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問等はございますでしょうか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 私、第一部会に所属しているものですから、この審議内容、今、詳しく説明をいただいて知ったのですが、幾つか教えていただきたいことがあります。

1 つは、今回は、かさ上げをするということですが、かさ上げした後も現在の地表面からの高さが同じという説明があったかと思うのですが、ここは江戸川に接しているということで、今、いろいろな水害も起こっていますので、そういうリスク管理の点から、かさ上げをしたけど現実的には前と変化がないということで、そういうための配慮のかさ上げではないということなのでしょうか。それが 1 点です。

それからもう一つは駐車場なんですが、19 ページ、駐車場は 19 台、その内容は、小型車 15 台、大型が 3 台、車椅子 1 台というので、ここは中間処理施設で 23 区のごみが多分全部運ばれて、そのごみを運んでくる車の数というのはかなり多いと思うんですが、それは実際には何事もなければ、ごみをおろして、この中間施設で、それで廃棄をするということだと思ってしまうんですが、いろいろなトラブルもあるかと思うんですが、全く清掃車に対する駐車場の記述と説明がないので、それは一体どういうことになっているのかなというのが、ちょっと

疑問に思いました。

それから34ページなのですが、ここは緑化計画というので緑豊かにしますということで、今ある緑も配慮してつくられたということですが、それ以外に屋上緑化と壁面緑化をするというように34ページに書いてありますが、この「緑豊か」というのは一体何を意味しているのか、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思っています。

「緑豊か」というのは多分、緑というのは、色の多面的な機能があるんですね。そういう多面的な機能の何を指しているのかという質的な面というものを、もうちょっと目的意識を持った「緑豊か」にしてほしいなと思っています。

もうちょっと具体的に申し上げますと、緑というものの持っている機能、1つは人間にとって癒し効果、あるいは風を防ぐ、それからクールアイランドなんていう、面的に広くなればそういう効果もあると思いますが、もう一つは、やっぱり生き物の生息地としてということで、これは特に江戸川に面しているので、緑の回廊としての機能がある。それをつなぐとかステッピングストーンになるという、生き物についても配慮したような緑にしてほしい。

それで、これは何ページだったかあれですが、緑を、生態系や生物は、今回は検討事項に入れなかったところに、ここには普通種しかいませんと書いてあるんですが、私はこの記述は気に入らないんですね。

といいますのは、都会は、言ってみれば普通種しかいないんです。それで、今問題になっているのは、この普通種が減少していることなんですね。ですから、普通種しかいないから検討する必要ないというのは、これは都市の緑の豊かさを考えるときには、ちょっと考え方が違うんじゃないか。普通種をいかに減らさないか。それから、それが回廊を伝って行き来ができる。ある程度小型の、例えばチョウですね、そういうものは、例えば屋上へは行けないかもしれないけど、川の回廊を通じて移動ができる。そのときにアゲハチョウなら柑橘類を植えるという、この緑の豊かさ、非常に聞こえはいいんですが、もうちょっと現実的にどういう豊かさにするかということまで、これから都市の緑を考える、その普通種を守るための、そういう配慮というのがもうちょっと目に具体的に見えるものにしたら、施設の目的は別にあることは承知していますが、そういう配慮もぜひしていただければ、この緑も一般にオープンにも一部はするというので、評価がされる新たな施設になるんじゃないかと思っております。

長くなりましたが、以上です。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうからお願いします。

○森本アセスメント担当課長 1点目の御質問をいただきました、かさ上げの件なんですけれども、こちらの評価書案の19ページのところにも、書いてございますが、現在の清掃工場の高さ28.0mということでございまして、新たに建設する工場棟、こちらについては高さが26.4mと。敷地地盤をかさ上げをしたとしても、周辺地盤からの高さは既存工場と同様となるということを記載してございます。かさ上げについては、洪水時の予測浸水水位を踏まえて1.6mと事業者から伺ってございますので、小堀先生から先ほど御質問をいただいた部分については、洪水時の予測浸水水位というのは踏まえたものになってございます。

それと、2点目に御質問をいただきました駐車場、この19台分の内訳ということなんですけれども、清掃車のことについて記載がないということで御質問をいただいたんですが、基本的に清掃車、清掃工場につきましては、搬入ルートから入りまして、そのまま工場棟の中に入っていきまして、ごみバンカで投入をして、そのまま今度は搬出路のほうから敷地外に出ていくというような流れで、断続的に搬入車は搬入してくるというものでございますので、こちらの駐車場については、小型車15台、大型バス3台、車椅子用1台ということなんですけれども、事務局の見方としましては、必ずしも清掃車の分を加味していないと言い切れないと捉えてございます。

それと、3点目に御質問いただきました、緑の豊かさというのはどういうことなのかという御指摘については、実際に、事務局のほうで現場を確認してきましたところ、この敷地については、21ページの図をご覧くださいますと、四方にわたりまして一般開放できる緑道ということで、こちらの分については一般のほうにも開放しているところもあって、周辺の住民の方等がこちらを散策いただく中で緑豊かな部分というものは感じていただける部分はあるかとは思いますが。

それで、生物・生態系というのが評価項目に入っていないんじゃないかということでも御指摘をいただいたんですけども、その分、やはり敷地の四方の緑地部分を開放しているところもございまして、ここについては、451ページ以降で「自然との触れ合い活動の場」という形で、今回の建替事業を行っても自然との触れ合い活動の周辺に及ぼす影響について予測・評価は行うという趣旨での評価項目としての選定となるものと伺ってございます。

○柳審議会会長 小堀委員、いかがでしょうか。

○小堀委員 最後のは、答えになっているような、なっていないような、十分に納得ができませんが、触れ合いにしても、やっぱり豊かというだけでなく、人間にとっても生き物に

とつても、それから快適性、やっぱりそういうものを御指摘いただければ、なおより明確に、やっぱりこういう自然との触れ合いの場というのを大切にしているんだということが伝わると思いますし、ぜひ私を説得していただけるようなのを、もうちょっと深く考えていただくとありがたいです。

○森本アセスメント担当課長 はい。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、最初に谷川委員からどうぞ。

○谷川委員 これは第二部会でしっかり審議いただけたと思いますが、ちょっと質問をさせていただきたいのは、62 ページの土壤汚染のところ、敷地の中に、いわゆる封じ込めしてあるという記載があって、その部分については評価しませんよというふうに書いてあるんですけども、この評価書案の中にはその場所等は明記されているのかどうか、そこだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○森本アセスメント担当課長 今、御質問いただいたところなんですけども、こちらの評価書案なんですけど、334 ページ、こちらのほうをお願いいたします。

図 8.4-2 汚染土壌封じ込め槽位置図でございます。こちらのうち、敷地の都道に近い側の青点線の部分、それから敷地の東側ですか、こちらの洗車棟の近いところ、青点線の枠なんですけれども、こちらのほうに汚染土壌の封じ込め槽ということで示してございます。

○谷川委員 ありがとうございます。

それで、この部分について、かさ上げとかそういうことに関して、手を加えないという理解でよろしいんですね。

要は、今回評価しないということは、かさ上げはしないという理解で私どもは受けとめるんですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 御質問いただいた汚染土壌の封じ込め槽のかさ上げの件なんですけど、かさ上げは行うけれども、掘削はしないものと考えてございます。

○谷川委員 それは第二部会のほうにお任せいたしますので。

○柳審議会会長 ただいまの説明は、盛り土をするということですか。かさ上げについては、盛り土でかさ上げをすると。それ以外ないですね。

○谷川委員 そうですね。そうすると、加重とかいろいろかかってどうなるかというのは、第二部会のほうでちょっと御審議いただければと思います。

○森本アセスメント担当課長 御質問いただいた件なんですけども、盛り土は行うというこ

となんですけども、表層部は触ることになります。

川に近い南側については、最終的に盛り土を行う形になるということでございます。敷地の東側の部分については、地下 2m ほどのところにありますので、基本的には表層をいじる部分は出てしまうんですけども、最終的には地下 2m のところに封じ込めていますので問題ないかと考えてございます。

○柳審議会会長 谷川委員、よろしいでしょうか。

○谷川委員 あとは第二部会のほうで御審議いただければと思います。

○柳審議会会長 はい。

それでは佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 今の谷川委員のことと少し関係するんですけども、339 ページを拝見すると、表 8.4-7 の地下水質調査結果のほうで砒素が 2 地点で検出されているんですね。もう 1 地点もちょっと高目なんですけど、それで、そういう心配はないのかもしれませんが、封じ込めている物質がどういう物質なのかというのは、資料編を見てもちょっと分からないものですから、私は第二部会ですので、今日お分かりでなければ、部会までに明らかにしていただいて、そこから決して漏れているわけではないということが分かればということが 1 点と、この付近に飲用井戸というのは多分ないのかなとは思いますが、その辺をつかんでいらっしゃるのかどうかを。

いかがでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 御質問ありがとうございます。

2 点目のほうの飲用井戸の件ですけども、事業者からは、やはりどうしても個人情報に係る部分が非常に多くて、なかなかこのところは現時点ではちょっと把握はできていないと伺ってございます。

それから、1 点目の御質問についてなんですけど、333 ページをちょっとお願いしたいんですけども、この表の下のところなんですけど、旧江戸川清掃工場建替のため、当時清掃局は環境影響評価を行ってございます。その結果、敷地内の東側を中心に平成 5 年当時の処理基準に定められた要処理基準を超える六価クロム、カドミウム、鉛、亜鉛で土壌が汚染されていることが判明したということですので、事業者としては、こちらの部分は認識等しているということでございます。

○佐々木委員 分かりましたが、最初のお答えの個人情報云々の部分ですけども、やはり飲用井戸があるかどうかは、要措置区域になるか形質変更時要届出区域になるのかというこ

とで、今度の土壌汚染対策法の改正でも、できるだけ飲用井戸の把握に努めるようにと法改正の審議会の中では答申されている事項ですので、別にAさんのおうち、Bさんのおうちという必要は全くなくて、その区間内に飲用井戸があるのかどうかということをはっきりと明らかにしていただければというふうに思います。

○森本アセスメント担当課長 御指摘ありがとうございます。

今御指摘いただいたことにつきましては、事業者のほうに伝えてまいりたいと思います。

○柳審議会会長 飲用井戸については、保健所が定期検診をして飲用可か不可かをチェックしていると思いますけれども。それはやっていないんですか。

○佐々木委員 いや、やってはいるんですけど、それは逆にユーザーのほうに保健所に頼むことであって、公的に強制的に全部チェックするとか、そういうシステムではないので、必ずしも全ての飲用井戸が把握できるシステムに全国的にはなっていないんですね。

○柳審議会会長 その周辺について把握していない可能性があるということなんですね。

○佐々木委員 はい。

○柳審議会会長 その点については分からないということで、ただ、保健所に届け出しているところについては把握できるということですよ。

江戸川の周辺で1件もないということはないですよ。

どうなんでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 先ほど御質問いただいた件なんですけども、一部事務組合としてまだ確認ができていないということで、会長が今おっしゃったような保健所としてということではない形ですので、ちょっとその辺については、いま一度事業者のほうにも、どうなのか伝えていきたいと思います。

○柳審議会会長 事務局としても庁内の担当課とちょっと調整を、調べることについては情報交流をしていただければと思いますけど、よろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 今回、建替事業ということなので、建替前と後の変化する部分を主に見ていくような話なのかなというふうに感じるんですけども、その中で2つちょっと教えていただきたいことがありまして、1つは、外から入ってくる車両の話で、外の話は恐らく入口が変わらなければ変わらない、そんなに変わる話じゃないと思うんですけども、中の構内車両動線が今ちょっとイメージできないので、中がどのように変化するかを後日でもいいんで

すけれども、教えていただきたいなと思いました。

特に北側の部分が、少し工場棟が大きくなっている部分をどのように中で回していくのかというのが気になったので、その辺を教えていただけたらと思いました。

それと、かさ上げの話で出ているんですけれども、こちらは廃棄物処理措置に関しては強靱化の話も今、国のほうでも出されていて、今回の計画に当たって強靱化の観点で、かさ上げ以外にどのような対策などを考えられているのか、それを今の施設との比較という形で教えていただけたらありがたいなというふうに感じました。例えば機器の配置とか、そういったものが変わってくるのかとか、そういったところが周辺への環境影響にも影響する部分かもしれないので、参考として教えていただけたらありがたいなと思いました。

以上です。

○森本アセスメント担当課長 1点目の車両の動線、こちらについてなんですけれども、こちらについては、ちょっと事業者のほうにも確認させていただきまして、また御連絡、お伝えさせていただきたいと思えますし、このかさ上げ以外の建替えに当たっての施設の配置と強靱というところの、強靱化ということについても、確認の上、御連絡させていただきたいというふうに思います。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

西川委員、どうぞ。

○西川委員 手短に。

お願いがあります。

今回、建替事業ということで、その事業の工事期間がおよそ7年間と長期に及びますので、恐らく建替工事期間中というのは他の周辺施設でバックアップをすることになるわけですね、今持ち込んでいる廃棄物に関しては。そうした場合のバックアップの概要であったりとか、そういった今、今後、工事終了後の持ち込まれる廃棄物の量というものが仮定されているわけなんですけれども、そのバックアップというのは、今回はしてもらいわけなんですけれども、次の段階ではしてあげる立場になる可能性がありますので、その辺のシナリオといたしましうか、どのようなバックアップをお互いするのかということ部会の中でいろいろ教えていただければと思いますので、把握しておいていただきたいと思えます。

○森本アセスメント担当課長 バックアップの件につきまして、今、御指摘いただいたんですけれども、こちらについては確認の上、部会のほうで示させていただきたいと思えます。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

御発言がないようですので、諮問についてはこれで終わりにいたします。

それでは次に、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、受理関係について御報告いたします。

お手元の資料3、6ページをご覧ください。

まず、環境影響評価書案は、先ほどの御説明させていただきました「江戸川清掃工場建替事業」でございます。外、環境影響評価書が1件、事後調査報告書が3件、変更届が3件、これを受理しております。

それでは、受理報告につきまして、担当から説明をさせていただきます。

○森本アセスメント担当課長 それでは、本日の資料7ページ、こちらをお願いいたします。

「(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画」の評価書の受理報告でございます。

こちらにつきましては、本年4月に評価書案審査意見書を事業者に手交してございます。

環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連の説明の前に、本事業の概要を御説明いたします。

お手元のレモン色、こちらの評価書の1ページをお願いいたします。

事業者の名称は、日本橋一丁目中地区(4~12番街区)再開発準備組合。対象事業の名称及び種類でございますが、名称は「(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画」、アセスの種類は高層建築物の新築でございます。下の表は、対象事業の概略でございます。所在地は中央区日本橋一丁目5番~12番、面積など事業規模は後ほど御説明いたします。工事予定期間は2020年度~2025年度。供用開始予定は2025年度でございます。

12ページをお願いいたします。図6.2-1計画地位置図でございます。

図の中央の実線部分が計画地でございますが、計画地の北側には日本橋川が流れ、その上を首都高速道路が通っております。計画地の南側には、東京メトロや都営地下鉄の日本橋駅がございまして、交通の便のよいところでございます。

右の13ページ、こちらが航空写真でございます。

1枚おめくりいただきまして、14ページをお願いいたします。

計画地内の北側でございますが、こちらには昭和5年3月に竣工した日本橋野村ビル旧館がございまして、こちらは本年4月1日に中央区指定有形文化財に指定されてございます。こちらについては、耐震補強工事などを行って保存し、日本橋の景観シンボルとしてにぎわい形成を図るとしてございます。

16 ページをお願いいたします。事業の基本計画でございます。

施設配置計画図は、右の 17 ページの図に示すとおりでございます。A 街区には国道 1 号（中央通り）沿いに、日本橋川に面して日本橋の景観的シンボルとなっている日本橋野村ビル旧館がございまして、B 街区には、日本橋川に沿って高さ約 28m の低層棟を計画し、C 街区は敷地の南側に高層部（高さ約 287m（T.P. 約+291m））を有する高層棟を計画してございます。道路の拡幅と、歩道状空地の整備、中央通り沿いの広場空間と街区間を接続する上空デッキの整備、地下鉄駅からの地下接続通路や、日本橋一丁目三井ビルディング（コレド日本橋）との貫通通路の整備を行いまして、日本橋川沿いにはプロムナードや親水広場を計画してございます。

続いて、建築計画の概要は下の表にございますとおり、建築面積は約 14,800m<sup>2</sup>、延床面積は約 406,000m<sup>2</sup>、最高高さは約 287m、構造は鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、主要用途は事務所、商業店舗、ホテル、約 100 戸の住宅、カンファレンス施設、ビジネス支援施設、約 809 台の駐車場などがございます。

20 ページをお願いいたします。計画建築物の断面図でございます。

右側の 21 ページ、こちらが完成予想図でございます。

以上が本事業の概要でございます。本件は環境影響評価項目として、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財の 7 項目を選定しまして、このうち大気汚染、風環境、史跡・文化財について評価書案審査意見が付されてございます。

本日の資料 7 ページへお戻りください。

大気汚染、風環境、史跡・文化財それぞれの審査意見と、評価書の記載内容について御説明申し上げます。

まず、大気汚染でございます。

評価書案審査意見書の内容は、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度出現地点では、二酸化窒素は本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底することというものでございます。これに対する評価書の記載内容としましては、本編 103 ページの環境保全のための措置に、工事の進捗に合わせ定期的に工事計画の詳細設計の検討を行い、建設機械の集中稼働を行わないよう工事工程の平準化に努めることを追記してございます。

次に、風環境でございます。

評価書案審査意見書の内容は、環境保全のための措置として、計画建築物の形状の工夫や、

防風植栽などの配置を行うとしているが、建設後（対策後）の風環境評価が2領域悪化する地点があり、また、計画地内に地上広場を整備する計画などもあることから、さらに風環境に与える影響の低減に努めることというものでございます。これに対する評価書の記載内容としましては、本編 201 ページの環境保全のための措置に、今後、地上広場については、活用方法を具体化する中で、防風植栽や防風柵などを効果的に用いることにより一層の低減を図ること、計画地外においては、周辺開発業者と風環境について積極的に相互の連携を図っていくことを追記してございます。

続きまして、史跡・文化財でございます。

評価書案審査意見書の内容は、計画地内に存在する日本橋野村ビル旧館は、現在、中央区において指定有形文化財に関する手続が進められていることから、工事や保存・活用に当たっては、中央区教育委員会と事前に協議を行うとともに、日本橋野村ビル旧館の現状変更の程度について予測・評価することというものでございます。これに対する評価書の記載内容としましては、本編 239 ページ～244 ページの環境保全のための措置などに、現状変更の程度について予測・評価を行い、工事や保存・活用に当たっては、中央区教育委員会と事前に協議を行うといった趣旨などを追記してございます。

説明は以上でございます。

○真田アセスメント担当課長 それでは、続きまして、お手元の資料の 8 ページをお開きください。

事業名が「西品川一丁目地区再開発計画」でございます。

お手元でございます、事後調査報告書を使います。

事業の種類は、高層建築物の新築でございます。

それでは、事後調査報告書の 3 ページをご覧ください。

3 ページをご覧くださいますと、計画地が載っております。図の中央に斜線で囲まれたところがありますが、こちらが計画地となっております。

それでは、2 ページをご覧ください。

2 ページ、ご覧いただきますと、敷地面積約 30,400m<sup>2</sup>、延床面積が約 219,420m<sup>2</sup>です。最高高さ約 114m です。主要用途はご覧のとおりでございます。住宅戸数は約 420 戸です。工事予定期間が平成 25 年度～平成 30 年度、供用開始が平成 30 年度予定となっております。

それではまた、資料の 8 ページにお戻りください。

事後調査の区分としては、今回、工事の施行中その 2 でありまして、調査項目・調査事項

はご覧の記載のとおりでございます。

まず、大気汚染でございます。

建設機械に伴い発生する大気汚染です。

まず、二酸化窒素の期間平均値ですが、予測結果を下回ってございます。また、日平均値の最高値は予測結果を下回り、参考比較した環境基準を満足してございます。次に、浮遊粒子状物質の期間平均値ですが、こちらも予測結果 (0.031 mg/m<sup>3</sup>) を下回っておりまして、日平均の最高値は予測結果を下回り、参考比較した環境基準を満足してございます。

工事車両に伴い発生する大気汚染ですが、まず、二酸化窒素の期間平均値全ての地点で予測結果を下回ってございます。日平均値の最高値は予測結果を下回り、参考比較した環境基準を満足していたとなっております。次に、浮遊粒子状物質につきましては、調査を行っていないものの、二酸化窒素が予測結果を下回り、工事車両の台数も予測より少なかったことから、予測結果を下回っていたと想定されています。

2番の騒音・振動です。

工事中の騒音に伴う道路交通騒音ですが、騒音レベル (L<sub>Aeq</sub>) の事後調査結果は、予測結果と同程度であり、環境基準を上回ったという結果でございます。予測時の現地調査においても環境基準と同値又は上回っており、工事中の騒音レベルは予測時より少ないことから、工事中の走行による影響は小さいものと考察してございます。

工事中の走行に伴う道路交通振動でございます。こちら、振動レベル (L<sub>10</sub>) の事後調査結果は、No.2の地点を夜間に除き、予測結果と同程度又は下回り、全ての地点で環境確保条例に基づく規制基準を下回ったとなっております。また、1地点のNo.2の夜間における予測結果を上回ったということなのですが、工事中の騒音レベルが予測より少ないということと、あと、工事中の走行がない時間帯においても振動レベルが高かったということから、この工事における工事中の走行による影響は小さいものと考察してございます。

それでは、9ページにお進みください。

次に、地盤でございます。

今回の工事によりまして、累積の変動量につきましては、洪積台地部におきましては-0.001m～±0.000mであり、沖積低地部、いわゆる軟弱地盤のほうでは-0.008m～-0.003mとなっておりました。掘削工事に伴わずかな地盤の沈下が見られたものの、地下水の回復に伴い地盤は安定してございまして、著しい地盤の変形は生じていないものと考えてございます。

4番の地形・地質でございます。

現地で見視による確認を行った結果、計画地内や計画地周辺で特に土地の安定性に変化が生じてないことから、土地の安定性は確保できるものと、考察してございます。

次に、水循環でございますが、こちら事後調査報告書の83ページ、ご覧ください。こちら地下水位の変化を示した図ですけれども、掘削工事を行っているところが平成27年の11月、12月、このあたりで掘削工事を行っておりまして、そのときには、地下水の揚水の影響により地下水位に一時的な水位低下が生じたんですが、その後は地下水位の回復が見られると、グラフを見てなっております。地下水位に著しい影響を及ぼしていないと考察してございます。

また資料にお戻りいただきまして、次に、6番の自然との触れ合い活動の場でございます。

事業の実施によりまして、周辺の自然との触れ合い活動の場、散歩道があるんですが、それを直接改変することではなく、利用経路についても工事用車両との交差が生じるものの、出入口付近には交通整理要員を配置し、歩行者に配慮していることから、散歩道の利用者などの利用を阻害することはないと考察してございます。

次に、7番、廃棄物でございます。

まず、撤去構造物及び伐採樹木等の発生量につきましては、ご覧のとおりの結果となっております。

建設発生土及び建設汚泥の発生量につきましては、ご覧のとおりの結果となっております。

それでは、10ページにお進みください。

次に、建設工事に伴い発生する廃棄物の発生量でございますが、こちらにつきましては、合計の発生量が予想結果を上回ったということになってございます。理由といたしましては、今回の工事で仮設の床であるとか舗装あるいは仮設の階段、こういったものを施工し、それらを撤去したことによって、コンクリート塊あるいはがれき類の発生量が増加したと考察してございます。

それでは、8番のその他(土壌汚染)でございます。

土壌汚染状況調査の結果、鉛〔含有量〕が最大7,300 mg/kg、六価クロム〔溶出量〕が最大0.17 mg/L、全シアン〔溶出量〕が最大0.8 mg/L、ふっ素〔溶出量〕が最大1.2 mg/Lとなっております。なお、いずれも地下水の基準不適合については確認されなかったという結果でございます。平成27年7月に、土壌汚染対策法に基づき、形質変更時要届出区域に指定されたところでありますが、対策工事(掘削除去)を実施したことにより、平成28年3月まで

に全ての区画について形質変更時要届出区域の指定は解除されたというものでございます。

その他（史跡・文化財）につきましては、遺跡・埋蔵文化財等発見されなかったという結果でございます。

最後、苦情の有無でございますが、大気汚染（粉じん）に関するものが6件、騒音・振動に関するものが20件ございました。粉じんにつきましては、散水、水をまくことによる対策を講じ、騒音については、夜間作業を控えるなどの対策をしております。振動については、極力小割りにして解体することや、解体用の機械のサイズを小さいものに入れ替えることなどの対策を講じたことで、苦情をおっしゃった方の御理解を得たということでございます。

西品川は以上でございます。

それでは、11ページにお進みください。

「町田市資源循環型施設整備事業」につきまして事後調査報告をさせていただきます。

「町田市資源循環型施設整備事業」ですが、事業の種類は廃棄物処理施設の設置でございます。

それでは、事後調査報告書の4ページをご覧ください。

所在地につきましては、町田市下小山田町3160番地で、敷地面積が約78,000m<sup>2</sup>でございます。処理対象物としては、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみとありまして、処理能力につきましては、焼却施設が約258t/日となっております。主な建築物等は、工場棟、管理棟、煙突とありまして、工事予定期間平成29年～平成35年、供用開始予定は平成33年となっております。

それではまた、資料のほうにお戻りください。

事後調査の区分としては、工事の施行中その1、調査項目・調査事項についてはご覧のとおりでございます。

まず、1番の大気汚染でございます。建設機械の稼働に伴う大気汚染でございます。

まず、二酸化窒素の期間平均値につきましては、0.017ppm～0.022ppmであり、予測結果(0.02037ppm)、これを上回ったんですが、日平均値の最高値は予測結果を下回り、参考比較した環境基準を下回ったというものです。予測結果を上回った理由としては、事後調査期間中における計画地及びその周辺のバックグラウンド濃度が高かったということが考えられるとしてございます。次に、浮遊粒子状物質の期間平均値ですが、予測結果を下回ったということです。日平均値の最高値は予測結果を下回っており、参考比較した環境基準を下回ったとしております。

工事用車両の走行に伴う大気汚染ですが、まず、二酸化窒素の期間平均値は予測結果を上回り、日平均値の最高値は予測結果と同程度又は下回ったとなっております。参考比較した環境基準は、下回ったとなっております。予測結果を上回った理由としては、こちらも事後調査期間中における計画地及びその周辺のバックグラウンド濃度が高かったことが考えられるとしてございます。次に、浮遊粒子状物質の期間平均値は予測結果と同程度であり、日平均値の最高値は予測結果を下回ったということです。参考比較した環境基準を下回ったとしてございます。

次に、2番の騒音・振動でございます。

まず、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音ですが、まず、既存管理棟の解体工事、こちらにおける騒音レベル ( $L_{A5}$ ) につきましては、事後調査結果は予測結果を下回り、環境確保条例に基づく勧告基準を下回ったとしてございます。既存管理棟の解体工事と、あと造成工事における騒音レベル ( $L_{A5}$ ) の事後調査結果は予測結果を下回り、環境確保条例に基づく勧告基準を下回ったとしてございます。

それでは、12ページにお進みください。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動ですが、こちらも既存管理棟の解体工事における振動レベル ( $L_{10}$ ) は、事後調査結果は予測結果を下回ったとしております。環境確保条例に基づく勧告基準を下回ったということです。既存管理棟等解体工事、あと造成工事における振動レベル ( $L_{10}$ ) は、事後調査結果が予測結果を下回り、環境確保条例に基づく勧告基準を下回ったとしてございます。

次に、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音、こちらにつきましては、騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) 事後調査結果 (65dB~66 dB)、これは予測結果 (65dB~67 dB) と同値、又は上回ったとなっております。予測時の現地調査においても、こちら、環境基準値と同値又は上回る状況でありまして、工事用車両の走行台数につきましては、評価書時点の計画台数より少ないことから工事用の車両による影響は小さいと考察してございます。

次に、工事用車両の走行に伴う道路交通振動ですが、こちら振動レベル ( $L_{10}$ ) の事後調査結果につきましては、1地点だけ予測結果を上回り、全ての地点で環境確保条例に基づく規制基準を下回ったとしております。1地点で予測結果を上回ったんですが、こちら昼間において工事用車両の走行台数は評価書時点の計画台数より少なく、夜間においては走行してなかったということから、工事用車両による影響は小さいと考えられるとしてございます。

次に、土壌汚染でございます。

土壌ガスの調査結果は、全ての調査区画及び調査項目で定量下限値未満ということでありまして、溶出量・含有量の調査結果は、全ての調査区画及び調査項目で土壌汚染対策法に基づく指定基準及び環境確保条例に基づく処理基準を下回ったということから、汚染土壌は確認されなかったとなっております。

4番の自然との触れ合い活動の場でございます。

自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度ですが、こちらにつきましては88ページをご覧ください。

こちら、フットパスの一部が、既存のフットパスのコースがオレンジ色で、青線のこれが、工事に伴い迂回をしているルートでございます。フットパスのコースの一部が、この計画敷地内で途切れておることがわかりますように、計画地内に含まれているため、工事に伴い計画地内にフットパスは利用できなくなったということなのですが、青線にあるとおり迂回ルートを確保し、案内看板、通行止めの標識を設置し、迂回ルートの周知を行ったとなっております。あと2番目の、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度ですが、フットパスコースと工事用車両の走行経路が重複する区間がありますけれども、こちらの街路は歩道と車道が分離された形態であり、工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、案内看板や通行止めの標識を設置し、迂回ルートの周知を行ったというものです。

苦情の有無につきましては、こちらはなしという結果でございました。

以上でございます。

○森本アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料13ページをお願いいたします。

「わらべや日洋株式会社（仮称）新村山工場建設事業」の事後調査報告書について御説明申し上げます。お手元の事後調査報告書の2ページをお願いいたします。

本事業は工場の設置でございまして、図の中央の網かけの部分ですが、こちらが計画地武蔵村山市域と立川市域が混在するところでございます。敷地面積は約33,000㎡でございます。

右の3ページをお願いいたします。

建築面積は約12,400㎡、延床面積は約15,000㎡、図のとおり地上1階建て、一部が2階建てでございまして、高さは約12mでございます。駐車場台数は約176台、赤枠での図示のとおり、工事予定期間は2期ございまして、1期が平成18年4月～19年3月まで、2期が平成29年11月～30年11月まで、供用開始予定は、1期が19年4月、2期が31年3月でございます。

4ページには、計画地建築物の東西南北それぞれの立面図が示されてございます。

本日の資料 13 ページにお戻りください。

こちらのページの中ほどでございますが、事後調査の区分、それから調査項目・事項はこちらに記載のとおりでございます。

調査結果の内容につきましては、まず大気汚染（工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度）でございますが、二酸化窒素の期間平均値は 1 地点で予測結果を上回り、残りの地点では同程度。また、日平均値の最高値は全ての地点で予測結果を下回り、参考比較した環境基準を下回っております。予測を上回った理由でございますが、工事用車両及び関連車両以外の自動車交通量が予測条件を上回ったことと考察しております。なお、浮遊粒子状物質につきましては測定してございませんが、道路沿道における主要な発生源は自動車であることから、予測結果との関係は二酸化窒素と同様の傾向であると考察しております。

続きまして、騒音・振動でございます。

工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音につきましては、騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) の調査結果は 1 地点で予測結果及び環境基準を上回り、残りの地点では下回っております。予測を上回った理由は、工事用車両及び関連車両以外の自動車交通量が予測状況を上回ったことと考察しております。また、工事用車両の走行に伴う道路交通の振動でございますが、振動レベル ( $L_{10}$ ) の調査結果は全ての地点で予測結果と同程度又は下回りまして、全ての地点で環境確保条例に基づく規制基準を下回っております。

さらに、地盤（施設の稼動に伴う地下水の揚水による地盤沈下）の地盤変動量の調査結果はこちらに記載の数値でございますが、沈下量は予測結果の範囲内、揚水量は予測条件を大幅に下回っていることから、本事業による周辺の建物などへの影響は小さいと考察しております。

苦情については、ございませんでした。

本件の説明は以上でございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました環境影響評価書 1 件、それから事後調査報告書 3 件について、何かお気づきの点や御質問がありましたらお願いいたします。

それでは、最初に坂本委員からどうぞ。

○坂本委員 西品川なんですけれども、苦情が騒音・振動 20 件と多くて、この事後調査報告書の 46 ページに内容が載ってるんですけれども、これを見ると、南側集合住宅の解体工事に

よる振動、これが合計で8件。この報告書の46ページの表を見てるんですけども。それから、表の下から3段目に「振動のため家が損傷している。」という苦情もまたあって、こういうのは前回か前々回も別の件であったような気がするんですが、どういうことなのでしょうとかというか。今回は道路交通の振動だけなので、建設工事による振動の実測結果並びに予測結果が載ってないので、どうだったのかが分からないんですけども。

○真田アセスメント担当課長　今回、建機の稼働に伴う調査、これは119ページをご覧くださいだけです。事後調査報告書の119ページでございます。

ここで塗ってありますが、事後調査のスケジュールで、平成26年度の4月、ちょうど工事が始まった6か月～15か月の間、建機の騒音、建設機械の稼働が最大の稼働台数になるということで、こちらの時期で調査をしています。これは解体工事があったところでございます。一方、本体工事におきましては、平成30年4月、いわゆる工事が始まってから54か月のところで、こちらでやはり今度建設工事に伴う建機の稼働台数が最大となるということで、2地点においては調査をしているんですけども、今回20件苦情あった場所については実測をしていないという状況でございます。

○坂本委員　環境影響評価をした時点で問題がなかったのに、これ苦情がこれだけ出るとすると、ちょっと問題かなと思うんですね。評価の時点で。なので、まあ評価のあり方を考え直す必要あるところまでいくのか分からないですけども、ちょっと詳しく見る必要があるかなと思いました。

○真田アセスメント担当課長　そうですね、この苦情があったところが敷地の南側ということで、その集合住宅で苦情をおっしゃった方と解体の建物が非常に近い場所にあったということで、南側集合住宅の解体による振動に関する苦情があったということでございます。

ただ、委員のおっしゃるとおり、この時点については予測評価の対象としてなかったということです。最大の稼働台数ではなかったなので、ここに関しては入ってございませんでした。

○坂本委員　そういうところを細かく見る必要が今後あるかなと思いますので、注意してください。

○柳審議会会長　ほかにいかがでしょうか。

それでは、小堀委員どうぞ。

○小堀委員　今の西品川一丁目の開発計画についてなんですが、これも今、予測がどうかという御意見がありましたが、9ページのところの廃棄物のところですが、その撤去構造物のところで、予測では石綿含有の産業廃棄物はなしと。しかし実際には、事後報告後は累積

で412.8t、かなりの量が出ているというので、これも見つかった時点で環境省、東京都のアスベストの飛散防止、その対策を行ったということですが、アスベストの性質上、事前に知っているのと後から分かってというのとで、問題は実際にはなかったのかどうか。それからやっぱりこれは、解体をする構造物が建設した時点でアスベストを含んだものを使っているかどうかというのは多分分かったはずではないかと思うんですが、そういう予測と違ったその理由と、予測ではなかったので、その後の対策というのはきちんとされたのかどうか、そこら辺をちょっと詳しく御説明をお願いします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、事後調査報告書の97ページをご覧ください。

97ページの中ほどに石綿（アスベスト）についての記載がございますが、「評価書において、計画地内の既設建築物の解体に際し、石綿含有建材の使用状況について調査・確認を行い、使用が確認された場合には関係法令に基づき適切に処理等を行う」という評価書の記載でございました。それに基づき今回事後調査の結果、飛散性のレベル2の特別管理産業廃棄物の廃石綿や、あるいはレベル3の非飛散性、いわゆるアスベスト成形板について確認されたということで、それらにつきましては法律とかあるいは条令に基づき適正に処分を行ったという報告を受けてございます。

○柳審議会会長 小堀委員、よろしいでしょうか。

○小堀委員 ちょっと十分な説明ではないように思いますが、とりあえず現状は分かりました。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 関連してなんですけれども、この対策時にモニタリングとかを実施していると思うんですけれども、大気のところで、こちらの本日の資料の10ページのところで粉じんに関する苦情というのが6件ほど出ていたりしますので、おそらく住民の方々の関心、粉じんに関しても高いなというふうに感じますので、そういった大気汚染のところで予測評価、調査してなかったとしても、例えばこういったモニタリング結果をこの事後調査で示して、影響がないことを確認しましたとか、そういったようなことをしていただけるといいのかなというふうに感じました。

以上です。

○真田アセスメント担当課長 御指摘をいただき、ありがとうございます。その点につきましては、事業者のほうにきちんと伝えてまいりたいと考えてございます。

○柳審議会会長 ほかに。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 同じく西品川なんですけれども、廃棄物のところで、金属くずが最初予測が2,900tということ書いてありますけれども、その後、有価物として処理したのでゼロというふうにしてますけれども、こういう、確かに法令上は有価物は廃棄物にはならないですけれども、廃棄物等という考え方でいけば、排出されたものについてはしっかり書いておいていただいて、そのうちちゃんと有価物として処理しましたよ、いわゆる資源化をしましたよという書き方をしておかないと、せっかく事後調査をやられても、その解体からどのぐらい金属くずが発生したのかという情報が出てこないで、そうすると今後のアセスを、都心、都内で解体廃棄物から出てくる金属の量というものの妥当性を評価する際にもせっかく有用なデータですので、事業者さんのほうには、金属くずはどのくらい出た、有価物としてそのうちやりました、じゃそれはイコール再資源化ですねというような形で事後調査報告書を出していただけるように御指導いただければありがたいなというふうに思います。

○真田アセスメント担当課長 98ページをご覧くださいますと、谷川委員おっしゃいますとおり、金属くずにつきましては発生量がゼロ、資源化量がゼロとなっております、分別を行い有価物で売却したので発生はないと記載がございますけれども、今後はこちらにつきましても、実際の量を記載の上で有価物として売却したという記載に改めていくように検討したいと、その方向で作成したいと思います。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、変更届3件をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、14ページお開きください。変更届でございます。

変更届につきましては、この事業につきまして、薄いコピー用紙をとじた変更届のほうを使いますので、よろしくお願ひします。

事業名は、「一般国道16号横浜町田立体建設事業」でございます。道路の建設でございます。

それでは、変更届の2ページをお開きください。

延長が、この事業におきまして約1.8kmでございます、区間ですが、起点は神奈川県横浜市緑区長津田町、ちょうど東京都と神奈川県の県境に位置しております。終点が町田市鶴間字6号となっております。車線数は往復4車線でございます。それで、構造形式としては

高架構造約 1.6km、盛り土（擁壁構造）が約 0.2km となっております。

それでは、変更届の 3 ページをご覧ください。

3 ページの図を見ていただきますと、道路幅員、標準幅員が、図 1-3 の代表箇所②という図を見ていただきますと標準幅員 20.7m となっております。工事期間、平成 15 年度から平成 32 年度（予定）となっております、供用開始が平成 32 年度となっております。

それでは、資料にお戻りください。

変更理由なのですが、当初予定しておりました用地買収計画におきまして難航箇所が発生し、全体計画における事業進捗の遅れが発生したとしております。工事期間及び供用予定時期を変更するという変更です。また、供用時期の変更に伴い計画交通量を見直したとなっております。変更内容についてはこの表のとおりでありまして、計画交通量が 4 万 6,700 台/日から 4 万 4,700 台/日に変わっております。

6 ページをちょっとご覧いただけますでしょうか。6 ページの表 2.2-1、下にあります表ですけれども、「平成 29 年度事業再評価（抜粋）」となっておりますが、これは正しくは「再評価」のミスでございます。大変申し訳ございません、訂正をさせていただきます。

環境影響評価項目の再評価（見直し）の結果なんですけれども、道路構造及び工法についての変更は今回ございません。工事完了後の道路施設の存在に係る項目の変更はございません。また、計画交通量の見直しは行いましたが、計画交通量はわずかに減少する程度であるため、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

以上でございます。

それでは続きまして、15 ページをお開きください。

今度は、「(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業」でございます。お手元にあります変更届を使いまして説明をさせていただきます。

事業の種類としては、住宅団地の新設でございます。

それでは、変更届の 7 ページをご覧ください。

7 ページご覧いただきますと、計画地は中央区晴海五丁目地内であります。事業区域面積約 18 万 m<sup>2</sup>、敷地面積が約 13 万 3,900m<sup>2</sup>、延床面積が約 67 万 3,550m<sup>2</sup>となっております。建物の高さが約 180m、住宅戸数が約 5,650 戸となっております。

工事予定期間としては、Ⅰ期工事が平成 28 年度～平成 31 年度、Ⅱ期工事は平成 32 年度～平成 35 年度となっております。供用開始予定は平成 36 年度、最終供用でございます。

それでは、資料に再びお戻りください。

変更内容の概略でございます。

変更理由ですが、設計の進捗による事業計画の見直しの結果、商業棟における建築面積、延床面積、建物高さ、駐車場台数、緑化面積などを変更するというものでございます。

2 番に主な変更内容を記した表がございますが、こちらに示すとおり、最高高さをご覧いただきますと、商業棟の高さにおいて変更前が約 35m、それが約 22m に低くなってございます。その他の変更内容につきましては、この表にあるとおりでございます。緑化面積につきましては、「変更に防風植栽を含む」という形になってございます。

環境影響評価項目の再評価（見直し）結果なんですけれども、環境影響評価項目のうち、商業棟について建物が低くなったということで、風環境についての予測・評価を行いました。変更後の予測結果は変更前と同程度であることから、評価の結論は変わらないとしてございます。

以上でございます。

○森本アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料 16 ページをお願いいたします。

「大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業」の変更届について御説明申し上げます。

事業の種類は、高層建築物の建築でございます。

お手元のホチキスどめの変更届の冊子、こちらの 2 ページをお願いいたします。

こちら、これが配置予定図でございまして、図の太い実線で囲まれた部分が計画地でございます。敷地面積は約 31,400m<sup>2</sup>、建築面積は約 21,900m<sup>2</sup>、延床面積は約 68 万 m<sup>2</sup>、建物高さは A 棟が約 220m、B 棟が約 390m、C 棟が約 7m、こちらは階段と給排気口の高さということでございます。D 棟が約 65m でございます。施設用途はこちらに記載のとおりでございまして、駐車台数は 750 台（協議中）ということでございます。

供用開始予定、それぞれ A 棟から D 棟までの供用開始予定はこちらに記載のとおりでございます。

12 ページ～15 ページにかけては、断面予定図がございまして。

12 ページをお願いいたします。

12 ページ、13 ページが変更前後の東西方向での断面予定図でございまして。

それから、14 ページなんですけど、こちらをお願いいたします。こちらは東西方向の変更前後の断面予定図をひとまとめにしたものでございます。

右の 15 ページでございまして、こちらは南北方向の断面予定図でございまして。

本日の資料 16 ページにお戻りください。資料の中ほど、変更内容の概略でございます。

変更理由は、対象事業の名称が、都市計画手続にて使用した名称から現在実施中の再開発事業名称に変更、また、対象事業の内容の概略等については、A 棟、C 棟、D 棟の実施設計に伴う計画建築物の形状の変更、また、施工者決定に伴う工事計画の変更があったため、こちらについては、施工者決定に伴う工事計画の変更というのは、施工業者が決定、施工業者と事業者が協議を行う中で工事手順などの見直しを行い、その結果工事計画の見直しなど変更があったと伺っております。

変更内容についてでございますが、こちらの表のとおりでございます。対象事業の名称は「(仮称) 大手町地区 D-1 街区計画」から左の名称へ、また対象事業の内容の概略などは、変更前が右側のそれぞれの A 棟から D 棟の高さから左の変更後の高さ、アンダーラインをつけさせていただいている部分に変更となっております。

環境影響評価項目の再評価(見直し)結果でございますが、環境影響評価項目のうち風環境について予測・評価を行ったが、風環境に変化はあるものの影響は小さくなることから、変更前及び変更後で評価の結論は変わらないとしてございます。

本件の説明は以上でございます。

○柳審議会会長 それでは、ただいまの説明につきまして御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、受理関係につきましてはこれで終わります。

そのほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わります。

皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 43 分)